# PLANBEE ENERGY 契約締結前交付書面

2023年2月1日
株式会社プランビー

1.サービスの定義
プランビーエナジーとは、株式会社プランビー(以下、当社という)が提供するサービスです。当社が定める「プランビーエナジー約款」に基づき提供する電気の供給に関するサービスをお客さまが申し込む場合に「プランビーエナジー約款」及び「プランビーエナジーコース別説明書」に規定された料金で、提供を受けることができるサービスをいいます。当社は、HTBエナジー株式会社の取次事業者として、同社の電力供給に関するサービスを販売します。
2.ご契約にあたって
1)小売電気事業者の名称及び住所
HTBエナジー株式会社
福岡県福岡市中央区天神3-9-25
2)小売電気事業者の登録番号
A0172
3)取次事業者
株式会社プランビー
4)お客さまからの問い合わせに応ずるための連絡先及び対応時間
電話番号:050-1743-9991(平日10:00～17:00)
5)契約電圧や契約電流
・従量電灯の供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトです。
・低圧電力の供給電圧は、供給電気方式および供給電圧は、交流３相３線式標準電圧200ボルトです。
・周波数は50ヘルツ又は60ヘルツです。
6)契約の成立日
電気需給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに、当社および一般送配電事業者の間でお客さまおよび当社との間の需給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止条件として、当社とお客さまとの間に成立いたします。
7)小売供給開始の予定年月日
・他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合、お客さまにお申し込みをいただき、一般送配電事業者による切替手続き完了後に供給開始となります。なお、一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
・当社は、お客さまの需給契約の申し込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、速やかに電気を供給いたします。
・当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を速やかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ需給開始日を定めて電気を供給いたします。
8)申し込み方法
当社所定のインターネット、又は書面にてお申し込みいただきます。動力コースの受給契約は電灯と同時申し込みのみができるものとし、契約電力が3キロワット以上、年間負荷率が15%以内を条件といたします。
・電気需給契約のお申込み時または締結後に交付すべき契約内容については書面等、その他の電気事業法その他の法令に基づく書面交付については、原則として、お客さまが登録した連絡先に対し電子メール(SNSサービスを含みます。)を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法(なお、いずれの場合もPDFファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。)等その他の情報通信技術を利用する方法にて行うものとします。
9)契約期間
・契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年後の応当日までといたします。契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれかからも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
・プランビーエナジーコース別説明書「ママトクコース・朝ママトクコース・低圧電力コース」、プランビーエナジー約款内「プランビーエナジー料金表」、電灯A・B・C・シングルコース・ファミリーコースは、廃止することがあります。廃止する場合は、廃止にする期日の2ヵ月程度前からメール又は書面にてお知らせいたします。
3.料金について
1)小売供給にかかる料金及び当該料金の算定方法
・料金には、基本料金、電力量料金、燃料費等調整額、および再生可能エネルギー発電促進賦課金(以下、「料金等」といいます。)を加算いたします。(詳しくは、" プランビーエナジー約款"でご確認いただけます。)
・燃料費等調整額は、燃料価格に応じて電気料金の加減算を行う燃料費調整額と、一般社団法人日本卸電力取引所におけるエリアプライスに応じて電気料金の加減算を行う電源調達調整費を合算した総称をいいます。
■2022年9月の検針日以降、2023年1月の検針日の前日までの期間において使用される電気について・燃料費調整額は、別途定義する平均燃料価格、基準燃料価格および基準単価に応じて、【(平均燃料価格-基準燃料価格)×基準単価/1,000】の算式により算出する燃料費調整単価を適用して算定します。燃料費調整額は、平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は電気料金から減算され、平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は電気料金に加算されます。なお、N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される燃料費調整単価は、N月の4ヶ月前の月の1日からN月の2ヶ月前の月の末日までの3ヶ月間において算定した平均燃料価格に基づき、算定されます。
・電源調達調整費は、一般社団法人日本卸電力取引所(JEPX)が公表するスポット市場取引におけるエリアプライスの3か月平均値に、1+消費税および地方消費税の税率を乗じ、小数第3位を四捨五入した値(以下「JEPXエリアプライス平均値」といいます。)と、別途定義する還元調整基準単価、追加調整基準単価および適用率に応じて、【(JEPXエリアプライス平均値-還元調整基準単価)×適用率】または【(JEPXエリアプライス平均値-追加請求基準単価)×適用率】の算式により算出する電源調達調整単価を適用して算定します。電源調達調整費は、JEPXエリアプライス平均値が還元調整基準単価を下回る場合は電気料金から減算され、JEPXエリアプライス平均値が追加請求基準単価を上回る場合は電気料金に加算されます。なお、N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される電源調達調整単価は、N月の4ヶ月前の月の1日からN月の2ヶ月前の月の末日までの3ヶ月間において算定したJEPXエリアプライス平均値に基づき、算定されます。
■2023年1月の検針日以降の期間において使用される電気について・燃料費調整額は、別途定義する平均燃料価格、基準燃料価格、基準単価および燃料費調整適用係数に応じて、
【(平均燃料価格-基準燃料価格)×基準単価/1,000×燃料費調整適用係数】の算式により算出する燃料費調整単価を適用して算定します。燃料費調整額は、平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は電気料金から減算され、平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は電気料金に加算されます。なお、N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される燃料費調整単価は、N月の4ヶ月前の月の1日からN月の2ヶ月前の月の末日までの3ヶ月間において算定した平均燃料価格に基づき、算定されます。
・電源調達調整費は、一般社団法人日本卸電力取引所(JEPX)が公表するスポット市場取引におけるエリアプライスの1か月平均値に、1+消費税および地方消費税の税率を乗じ、小数第3位以下を四捨五入した値(以下「JEPXエリアプライス平均値」といいます。)に当社が定める調達単価係数を乗じたものと、別途定義する還元調整基準単価、追加調整基準単価、適用期間補正係数および電源調達調整適用係数に応じて、【(JEPXエリアプライス平均値×調達単価係数-還元調整基準単価)×適用期間補正係数×電源調達調整適用係数】または【(JEPXエリアプライス平均値×調達単価係数-追加請求基準単価)×適用期間補正係数×電源調達調整適用係数】の算式により算出する電源調達調整単価を適用して算定します。電源調達調整費は、JEPXエリアプライス平均値×調達単価係数の値が還元調整基準単価を下回る場合は電気料金から減算され、JEPXエリアプライス平均値×調達単価係数の値が追加請求基準単価を上回る場合は電気料金に加算されます。なお、N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される電源調達調整単価は、N月の1日からN月の末日までの1ヶ月間において算定したJEPXエリアプライス平均値に基づき、算定されます。
・N月の検針日からN＋1月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される燃料費等調整額の加減算は、当該電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、減算する燃料費等調整額の金額が当該電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様とします。
・当社は、当社の裁量により、燃料費等調整額の加減算について、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の全部または一部の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。ただし、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの電気需給契約が終了する場合、電気需給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。
・燃料費等調整額に関するその他の詳細は、プランビーエナジー約款別表2(燃料費等調整額)、別表３(燃料費調整)および別表４(電源調達調整費)をご確認ください。
・料金は、お客さまの使用電力量に基づき、需給契約ごとに契約種別の料金を適用して算定いたします。
・料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
イ:電気の供給を開始し、又は需給契約が消滅した場合
ロ:契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
2)ご利用料金のお支払い方法
・お客さまの料金は、お客さまが指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日までにお支払いいただきます。
・料金の支払義務は原則として検針日に発生するものとし、支払方法及び支払期日は、以下のとおりとします。
イ:口座振替払い(金融機関との手続き完了までに、1～2ヶ月要します。)
毎月20日を支払期日といたします。ただし、20日が金融機関休業日の場合は、翌営業日といたします。
ロ:クレジットカード払い
請求書発行日後、お客さまが指定されたクレジットカード会社から支払いがなされます。
ハ:コンビニ払込票払い
当社からお客さまに払い込み用紙を発行後、郵送いたします。支払期日は、毎月20日といたします。
4.ご請求について
1)ご利用料金のご請求
・お客さまの料金の支払義務が発生する日は、検針日以降で当社にて請求が可能となった日といたします。お客さまへのご請求は、当社にて請求が可能となった日もしくはその日以降に速やかに行います。なお、ご請求金額は、お客さま専用Webサイト「マイページ」でご確認いただけます。ただし、「4.ご請求について2)その他ご負担いただく費用」は除きます。
2)その他ご負担いただく費用
・お申し込み時に口座振替を選択された場合、口座振替の手続き完了までの間は、「郵便振替」「銀行振込」または「コンビニ払込票払い」にてお支払いいただきます。郵便振替・銀行振込時に発生する振替・振込手数料はご負担いただきます。コンビニ払込票払いの場合、220円/通のコンビニ払込票発行手数料をお支払いいただきます。
・お客さまが料金支払期日を経過しても、なお支払われない場合、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて年率14.6%の割合で延滞利息を申し受けます。
・当社発行の領収書が必要な場合は「領収書発行手数料」として220円/通、請求書が必要な場合は「請求書発行手数料」として220円/通を基本料金等とは別にお支払いいただきます。
・期間を通じての支払証明(最大1年)が必要な場合は、「支払証明書発行手数料」として1,100円/通を基本料金等とは別にお支払いいただきます。
・基本料金等以外の各種費用は、発行した翌月の基本料金等とあわせて請求いたします。
5.工事費について
1)工事負担金
・お客さまが新たに電気を使用若しくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、又は、新たな電気の使用若しくは契約容量等の増加をともなわずに、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。
2)工事費負担金の申し受け及び精算
・当社が託送供給等約款に基づき工事費負担金を求められるときは、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合があります。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき精算する場合には、当社はお客さまと速やかに精算するものといたします。
3)需給開始に至らないで需給契約を廃止又は変更される場合の費用の申し受け
・供給設備の一部又は全部を施設したのち、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止又は変更される場合、当社は託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。
・なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。
6.IDについて
・お客さま専用Webサイト「マイページ」のID及びパスワードは別途、電子メールにてお知らせいたします。マイページでは使用電力量、ご請求金額が確認いただけます。
7.使用電力量の計測について
・使用電力量の計量は、一般送配電事業者により託送供給等約款に従い行われるものといたします。計量された使用電力量はお客さまにお知らせいたします。
8.解約について
・解約については、「プランビーエナジー」お客さまサポートセンターへ電話でのお申し込みのみ受け付けます。
・「プランビーエナジー」のご解約手続きは新小売電気事業者にて行いますが、乗り換えにかかる各種説明事項をご案内するため、「プランビーエナジー」お客さまサポートセンターへお電話ください。お乗り換えいただい場合でも、お客さまと弊社間での債権・債務は引き続き存続いたします。
・お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約をお客さまに対する通知により解約することがあります。
イ:お客さまが需給契約の申し込み、その他の場合において、お客さまの氏名、住所等、電気の使用開始を始めた時期に関し、事実に反する申し出を行った場合
ロ:他人になりすまして各種サービスを利用した場合
ハ:他人の権利を侵害し、公序良俗若しくは法令に反し、又は他人の利益を害する態様で電気を使用した場合
ニ:電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、又は電気を使用される場合
ホ:お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
ヘ:当社及び一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
ト:電気の使用にともなうお客さまの協力が得られない場合
チ:当社のサービスの運営を妨げる行為を行う場合
・お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。本書面の発行については手数料220円(1通あたり)をお支払いいただきます。支払いを要する額は、発行手数料に消費税及び地方消費税相当額を加算した額といたします。
イ:お客さまが料金の支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
ロ:お客さまが他の需給契約(既に消滅しているものを含みます)の料金の支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
ハ:プランビーエナジー約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金その他プランビーエナジー約款から生ずる金銭債務をいいます)を支払われない場合
ニ:その他お客さまがプランビーエナジー約款に違反した場合
・お客さまが、需給契約の廃止による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。
・当初の1年未満での解約の場合、引越しや自然災害等の不可抗力により、当社からお客さまに電気を供給できない場合の解約を除き「解約違約金」として、2,200円を基本料金等とは別にお支払いいただきます。
・動力コースと電灯の同時申し込みを行った場合の解約において、電灯を解約する際は、動力コースも解約するものとします。
9.お客さま側の調査・保安等に関するご協力について
1)調査に関するご協力
・お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合、その工事が完成したときに、速やかにその旨を一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。
・一般送配電事業者が調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾を得て電気工作物の配線を提示していただきます。
2)保安等に関するご協力
イ:お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障がある、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
ロ:お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障がある、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
・お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含む)の設置、変更又は修繕工事をされる場合、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更又は修繕工事をされたのち、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上必要があるときには、一般送配電事業者はお客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
10.反社会的勢力ではないことの表明・保証について
・お客さまには需給契約の締結時点及び将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。
イ:暴力団員(暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)の構成員)
ロ:暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力、若しくは関与する者)
ハ:暴力団関係企業の構成員(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で、暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力、若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業の構成員)
ニ:総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
ホ:社会運動等標榜ゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)
ヘ:特殊知能暴力集団等(イからホに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者)
ト:その他前各号に準ずる者
・当社は、お客さまが前述イ～トに該当し、違反又は違反している疑いがあることが判明した場合は、ただちに需給契約を解約いたします。
11.電気の使用方法について
・お客さまの電気の使用が他のお客さまの電気の使用を妨害し、他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、若しくはそのおそれがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。
12.その他
・お客さまが契約開始以前に電気を使用していた場合の電力使用は無契約での電力使用となるため、遡及して弊社との契約が必要になります。
・当社と新規にご契約いただくことにともない、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。
・電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置 を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかに していただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
・お客さまは、一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守するものとし、これを承 諾していただきます。
・プランビーエナジー「ママトクコース・朝ママトクコース」は、一般のご家庭向けプランです。業務用及び事業用としてはご利用いただけません。
また電気温水器及び蓄電池などへの充電用途としてはご利用いただけません。スマートメーターの設置を必須とします。無料時間帯の燃料費調整額・再生可能エネルギー賦課金は課金対象となります。無料時間帯の無料対象電力使用量は月間電力使用量の16.6%が上限となります。
・プランビーエナジー「ママトクコース・朝ママトクコース」にお申込みされ、当社が承諾し契約に至ったあとに、各地域の一般送配電事業者が設置するスマートメーター工事が当社以外を起因とするならかの理由で、当社からの供給開始日までになされなかった場合は、契約後であっても、プランビーエナジー「ママトクコース・朝ママトクコース」の提供をお断りさせていただきます。この場合には、当社はお客さま及び各地域の一般送配電事業者と誠実に協議し、個別に対応いたします。
・前項に記載の状態に陥った場合には、弊社はお客さまに対して何らかの補償を行うことはできかねます。プランビーエナジー「ママトクコース・朝ママトクコース」が提供できる状態に復した際に、改めてプランビーエナジー「ママトクコース・朝ママトクコース」のお申込みをお願い致します。また、前項の記載の状態に陥った場合には、スマートメーターが設置されるまで、一時的に当社の他コースにご加入をお勧めする場合があります。
・天災地変やスマートメーターの不具合などによる、正確な時間帯別計量が行なえなかった場合でも、弊社は特別な対応を行いません。